# 電気通信事業参入マニュアル [追補版]

平成17年8月18日 策 定 (令和5年1月30日 改定)

総 務 省

#### はじめに

本資料は、電気通信事業を営む者が電気通信事業法への理解を深め、法令遵守に資するため、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。)の用語、適用を判断するための考え方及び具体的な事例等を体系的にまとめたものである。

事業法第2条第4号に規定する電気通信事業を営むうとする者は、事業法第9条の規定による登録を 受け、又は第16条第1項の規定による届出を行い、電気通信事業者となる必要がある。

外国法人等であっても、日本国内において電気通信役務を提供する電気通信事業を営む場合や外国から日本国内にある者に対して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む場合に、電気通信事業者となる必要があり、詳細な考え方等は、「外国法人等が電気通信事業を営む場合における電気通信事業法の適用に関する考え方」に記載のとおりである。

今後も具体的な事例に関する判断を積み重ねながら、必要に応じて、改定等を行っていく予定である。

# 目 次

1. 電気通信事業等の概要		
(1)全体像		1
(2) 用語の説明		2
(3) 登録又は届出が必要な電気通信事業		5
2. 電気通信事業を営む者に係る規律		6
(1)全般的な規律		7
(2)参入に関する規律		7
(3) 登録又は届出事項の変更や事業の休廃止等に関する規律		7
(4)消費者保護に関する規律		8
(5) 利用者情報に関する規律		8
(6) 電気通信設備に関する規律		8
(7)報告等に関する規律		8
3. 電気通信事業法の適用に係る判定フローチャート		9
4. 主な事例と考え方		1 5
5. 参考資料	••• ;	3 1
6. 手続等に関する問合せ先等	(	3 2

平成17年8月18日 策定 平成29年6月23日 改定 令和元年5月22日 改定 令和元年10月1日 改定 令和4年6月28日 改定 令和5年1月30日 改定

# 1. 電気通信事業等の概要

### (1)全体像

「電気通信事業を営むうとする者(電気通信事業を営む者)」は、事業法第 164 条第 1 項の適用除外を除き、事業法第 9 条の規定による登録を受け、又は第 1 6 条第 1 項の規定による届出を行う必要がある。「電気通信事業を営む者」に該当するか否かは事業法第 2 条の定義を踏まえて判断され、規律対象は下記のとおり整理される。

#### 電気通信役務を提供する者

#### 電気通信事業を営む者

#### 電気通信事業者

登録又は届出 必要 電気通信回線設備を設置 又は 他人の通信を媒介 登録及び届出 不要

事業法第164条第1項の事業を営む者

電気通信事業を営む者 に該当しない

電気通信事業法の規律対象

電気通信事業法の規律対象外

# (2) 用語の説明

事業法第2条等における用語の定義及び解釈は以下のとおり。

用語	定義	
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。	
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備をいう。	
電気通信役務	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。「電気通信設備を他人の通信の用に供する」ことには「電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する」ことが含まれる。ただし、他人の通信を媒介しない電気通信投務を、電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業を営む場合は、事業法の適用除外(登録又は届出は不要)となっている。  電気通信投務 電気通信投務 電気通信投務 では、事業法の適用除外(登録又は届出は不要)となっている。  電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信回線設備を設置することなく提供する場合  「自己と他人の通信を媒介する」 「自己と他人の通信を媒介する」 「他人の通信を媒介する」 「他人の通信を媒介などの、一般人の通信を媒介などの、一般人の通信を媒介は、一般人の通信を媒介は、一般人の通信を媒介は、一般人の通信を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を	
他人の通信を媒介する	電気通信設備を用いて「他人の通信を媒介する」とは、他人の依頼を受けて、情報をその内容を変更することなく、伝送・交換し、隔地者間の通信を取次、又は仲介してそれを完成させることをいう。 「電気通信設備を用いて」とは、クラウドコンピューティング等の技術を利用するなど、サーバ等の物理的な設備を設置しなくても、実質的に物理的な設備を設置した場合と同等の機能を有する場合を含む。 「その内容を変更することなく」とは、「情報の加工・編集を行わない」ことであり、具体的には、情報の本質的な内容の改変を行わないことである。ただし、フォーマット変更、メディア変換、メールヘッダーへの配送情報の追加等、外形的・形式的に改変することは、「本質的な内容の改変を行わない」に含まれる。 オンラインサービスについては、情報の加工・編集を行わず、かつ、通信の宛先として受信者を指定する場合に、「他人の通信の媒介」に該当すると判断される。 他人の通信の媒介に該当するか否かは、電気通信システム全体をみて、情報の流れに即し、個別具体的に判断することが必要である。	
他人の通信の用に供す <u>る</u>	「電気通信設備を他人の通信の用に供する」とは、広く電気通信設備(光ファイバ、携帯電話の基地局等の電気通信回線設備のほか、サーバや端末機器等を含む。)を他人の通信のために運用することをいう。「他人の通信」には、自己と他人との間の通信も含まれており、例えば、企業等が自ら運用するサーバ等の電気通信設備を用いて利用者との間で通信を行う場合についても、当該企業等は電気通信設備を他人の通信の用に供していることになる。	

電気通信事業	電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業(放送法(昭和25年法律第13
	2号)第118条第1項に規定する放送局設備供給役務に係る事業を除く。)をいう。
	自らの業務のために電気通信役務を提供するのではなく、他人の需要に応ずるために電気通信役
	務を提供することをいう。
	一方で、ある者が自らの業務の遂行に当たって又はそれに付随して電気通信設備を業務上の関
	係を有する他人との通信の用に供することは、自己の需要に応ずるものと判断され、基本的には、
他人の需要に応ずるた	「他人の需要に応ずるため」に当たらない。つまり、自己の需要に応じて、電気通信役務を必ずしも
	前提としない本来業務の手段として利用していると判断される。
<u>  න</u>	ただし、営利目的で電気通信回線や端末機器を他人の通信の用に供する場合は、それにより結果
	として自らの業務上の通信を行っていても「他人の需要に応ずる」ために行っていると判断されること
	がある。具体的な判断基準としては、①提供者にサービスの提供の誘因行為や宣言的行為があ
	り、それを示す提供条件があること、②提供者と利用者との社会的関係から、当該サービスの提供
	に積極的意思が認められること、等が挙げられる。
	主体的・積極的意思、目的をもって同種の行為を反復継続的に遂行することをいい、①非常事態時
	に緊急、臨時的に提供するもの、②試験的又は一時的に提供するもの、③提供者が利用者の法的
	権利に応えて提供するもの(例えば、警察、消防等の相互通信)については、「事業」に当たらない。
	「事業」性の判断要素として、提供者にサービスを提供するという積極的意思(これは、提供条件
	の公示等客観的に判断されるものである。)があることは必要であり、営利目的があることは、事業
古光	性があることの判断要素にはなり得るが、営利性がないからといってそれが「事業」性がないことの根
<u>事業</u> 	拠にはならない。
	また、「事業」である上で、電気通信役務を独立して提供するものでなければならず(独立性)、
	他のサービスに付随して電気通信役務の提供を行うことは含まれない。電気通信役務以外のサービ
	スと複合させて電気通信役務を提供することが「事業」に当たらないということではなく、電気通信役
	務の提供が独立した事業として把握できる、すなわち、情報の送受信それ自体にサービスとして独
	立の意味がある場合には「電気通信事業」に当たる。
	以下の電気通信事業は、第 164 条第 1 項に基づき、事業法の適用除外となる。ただし、適用除
	外となる電気通信事業を営む者の取扱中に係る通信については事業法第3条に規定する「検閲
	の禁止」及び第4条に規定する「通信の秘密の保護」が適用される。また、第三号事業を営む者の
	うち一部の者については事業法第27条の12に規定する「情報送信指令通信に係る通知等」
	(外部送信に関する規律) も適用される。
適用除外となる電気通	○専ら一の者のみに電気通信役務(当該一の者が電気通信事業者であるときは、当該一の者の
信事業	電気通信事業の用に供する電気通信役務を除く。)を提供する(第1号)
	○同一構力・建物内に設置した電気通信設備により電気通信役務を提供する (第2号)
	○線路のこう長の総延長が5km未満の電気通言3備こより電気通言3分を提供する (第2号)
	○他人の通信を媒介しない電気通信役務(ドメイン名電気通信役務、検索情報電気通信役務
	及び媒介相当電気通信役務 <sup>1</sup> を除く。)を電気通信回線設備を設置することなく提供する(第
	3号)
	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務 (ドメイン名
第三号事業	電気通信役務、検索情報電気通信役務及び媒介相当電気通信役務を除く)を電気通信回線
カニケ 学来	設備を設置することなく提供する電気通信事業をいう。法第164条第1項第3号に規定されてい
	ることから、「第三号事業」としている。

1 詳細は、24ページ「ドメイン名の名前解決サービス」、4ページ「検索|| 青曜気通信役務」及び「媒介相当電気通信役務」参照。

	,
他人の通信を媒介する 電気通信役務以外の 電気通信役務	「他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務」とは、自己(事業者)と他人(利用者)の通信を行う電気通信役務である。このような自己と他人の通信を行う電気通信役務を電気通信回線設備を設置せずに提供する事業については、電気通信回線設備がその事業者により設置されない上に、基本的に事業者と利用者との一対一の関係でサービスが行われるため、事業法の適用を除外されている。
検索情報電気通信役 務	利用者が入力した検索情報(検索ワード等)に対応して当該検索情報が記録されたウェブページのドメイン名その他の所在に関する情報を出力する電気通信役務のうち、①利用者数が極めて多く(1,000 万以上)、②分野横断的な検索サービスを提供するもの <sup>2</sup> 。他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務であるが、これらの要件のいずれにも該当するものを提供する事業は、登録又は届出が必要な電気通信事業となる <sup>3</sup> 。
媒介相当電気通信役 務	不特定の者から受信した情報をサーバ等の記録媒体に記録し、当該記録された情報を不特定の者に送信するなどの電気通信役務(不特定者間の情報の送受信を実質的に媒介するサービス)のうち、①利用者数が極めて多く(1,000 万以上)、②主として不特定の利用者間の交流を目的としたもの <sup>4</sup> 。他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務であるが、これらの要件のいずれにも該当するものを提供する事業は、登録又は届出が必要な電気通信事業となる <sup>3</sup> 。
電気通信事業者	電気通信事業を営むことについて、事業法第9条の登録を受けた者及び第16条第1項の規定 による届出をした者をいう。
電気通信事業を営む	電気通信役務を利用者に反復継続して提供して、電気通信事業自体で利益を上げようとすること、すなわち収益事業を行うことを意味する。具体的には、株式会社等が営利の目的をもって行う事業はもちろんのこと、公益法人や非営利団体が原価を償って多少利益の出る程度の有償性をもって行う収益事業も含まれる。この場合、現実に利益が出る(黒字となる)ことを要しない。通信以外の事業を行っている会社が、顧客へのサービスの一環として電気通信役務を提供する場合であって、実質的にそのことにより利益を上げているときは、たとえ名目上電気通信役務の料金をとっていないとしても、当該サービスは自己の経済的利益を図ろうとするものの一環であるので、名目上電気通信役務の料金がないことのみをもって「電気通信事業を営む」に当たらないとは必ずしもならない(実質的判断)。
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する <u>伝送路設備</u> 及びこれと一体として設置される交換設備 並びにこれらの附属設備をいい、 <u>端末系伝送路設備や中継系伝送路設備</u> が含まれる。ただし、隔 地者間を結ぶ伝送路設備ではないもの、すなわち、同一構内の伝送路設備は電気通信回線設備 には含まれない。
<u>伝送路设備</u>	電気的な手段により情報の伝達を行う設備であって、同軸ケーブル、光ファイバといった線路設備のほか、無線系の設備も含む。
端未系伝送路设備	端末設備又は自営電気通信設備と接続される伝送路設備をいい、例えば、局舎から利用者宅までの間の伝送路設備が該当する。
中継系伝送路設備	端末系伝送路設備以外の伝送路設備をいい、例えば、局舎から局舎までの間の伝送路設備が該当する。

<sup>2</sup> 詳細は、25ページ「Webサイトのオンライン検索」参照。

<sup>3</sup> 検索情報電気通信役務又は媒介相当電気通信役務を提供する者は、総務大臣による指定を受けた後に登録又は届出が必要となる。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 詳細は、27ページ「SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)/動画共有プラットフォーム/ブログプラットフォームの運営」参照。

### (3)登録又は届出が必要な電気通信事業

登録又は届出が必要な電気通信事業については、電気通信回線設備の設置の有無や規模等により、必要となる手続が異なっている。

電気通信回線設備		かましいって付
設置の有無	規模	必要となる手続
あり	<ul><li>① 以下のいずれかの基準に該当する場合</li><li>1)端末系伝送路設備の設置区域が一の市町村(特別区、地方自治法の指定都市の区・総合区を含む)を超える場合</li><li>2)中継系伝送路設備の設置区間が、一の都道府県の区域を超える場合</li></ul>	登録
	② ①に該当しない電気通信回線設備 (例)同一市区町村内における CATV アクセスサービス	朏
<b>なし</b> (例)	・他の電気通信事業者の電気通信サービスを再販する場合 ・サーバやルータ等の伝送路設備以外の機器のみを設置・提供して電気通信サービスを提供する場合	届出

また、営利を目的としない電気通信事業を行う地方公共団体であっても、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が比較的大きいものと判断される場合(電気通信設備を不特定かつ多数の者の通信の用に供する電気通信役務や卸電気通信役務である場合)は、電気通信回線設備の設置の有無や規模等にかかわらず、事業法第165条第1項の届出を行うことが必要である。当該届出を行った地方公共団体は、事業法第16条第1項の規定による届出をした電気通信事業者とみなされるが、事業法上の一部の規律は適用されない(事業法第165条第2項)。

# 2. 電気通信事業を営む者に係る規律

電気通信事業を営むことについて、事業法第9条の規定による登録を受け、又は第16条第1項の規定による届出を行い、電気通信事業者としてサービスを提供する場合は、「検閲の禁止」(事業法第3条)や「通信の秘密の保護」(事業法第4条)といった規律をはじめ、登録又は届出事項の変更や事業の休廃止等に関する規律、消費者保護に関する規律、電気通信設備に関する規律等が適用される。

事業法第164条第1項に基づき、適用除外となる電気通信事業を営む者にも、取扱中に係る通信について、「検閲の禁止」(事業法第3条)や「通信の秘密の保護」(事業法第4条)の規律が適用される。また、第三号事業を営む者のうち一部の者については外部送信に関する規律も適用される。

上記の規律を遵守しない場合には、罰則の対象となる。

また、総務大臣が、電気通信役務の利用者の利益を保護し、又はその円滑な提供を確保するため必要かつ 適当であると認めるときは、事業法又は事業法に基づく命令若しくは処分に違反する行為(「法令等違反行 為」という。)を行った者の氏名又は名称その他法令等違反行為による被害の発生若しくは拡大を防止し、又 は電気通信事業の運営を適正かつ合理的なものとするために必要な事項を公表することができるとされている (事業法第 167 条の 2)。

#### 電気通信事業を営む者

検閲の禁止

通信の秘密の保護

外部送信に関する規律

#### 電気通信事業者

全般的な規律

▶ 利用の公平等

参入に関する規律

▶ 電気通信事業の登録又は届出

登録又は届出事項の変更や事業の休廃止等に関する規律

▶ 登録又は届出事項の変更、休廃止等

消費者保護に関する規律

▶ 提供条件の説明、業務の休廃止の周知等

利用者情報に関する規律

▶ 情報取扱規程の届出、情報取扱方針の公表等

報告等に関する規律

▶ 業務の一部停止、通信の秘密や利用者情報の漏えいの報告等

※一定要件を満たす者のみに課される規律を含む

#### (1) 全般的な規律

電気通信事業者に対する全般的な規律としては、右記のような規定がある。

なお、事業法第164条第1項の規定により 適用除外となる電気通信事業であっても、「検閲の 禁止」及び「通信の秘密の保護」に係る規律につい ては、当該事業を営む者の取扱中に係る通信に適 用される。

事業法第3条	検閲の禁止
事業法第4条	通信の秘密の保護
事業法第6条	利用の公平
事業法第8条	重要通信の確保
事業法第28条	業務の停止等の報告

# (2) 参入に関する規律

電気通信事業を営もうとする者は、事前に登録 又は届出をしなくてはならない。また、事業法第9 条又は第16条第1項の規定に違反して電気通 信事業を営んだ者には罰則が適用される。

なお、新規の登録の場合は、登録免許税の納付が必要となる。

事業法第9条	電気通信事業の登録
事業法第16条第1項	電気通信事業の届出
事業法第177条	事業法第9条違反への罰則
事業法第185条	事業法第16条第1項違反への罰則

# (3) 登録又は届出事項の変更や事業の休廃止等に関する規律

電気通信事業者は、右記のように、登録を受け、又は届出をした事項等を変更しようとするとき (一部の事項については変更したとき)、電気通信事業を休止又は廃止したとき等において、届出等を行う必要がある。なお、変更登録(業務区域の増加)の場合は、登録免許税の納付が必要となる。

事業法第13条	変更登録等
事業法第16条 第3項及び第4項	届出事項の変更
事業法第17条	事業の承継
事業法第18条	事業の休廃止・法人の解散
施行規則第10条	電気通信役務等の変更報告

#### (4) 消費者保護に関する規律

事業法においては、右記のように、利用者に対する提供条件の説明や書面の交付、電気通信業務を休止又は廃止しようとするときの利用者への周知等、電気通信事業者や代理店等が遵守すべき消費者保護に関する規律が設けられている。

消費者保護に関する規律や所要の対応等の詳細については「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」を参照のこと。

事業法第26条	提供条件の説明
事業法第26条の2	書面の交付
事業法第26条の3	書面による解除(初期契約解除)
事業法第26条の4	業務の休廃止の周知
事業法第27条	苦情の処理
事業法第27条の2	電気通信事業者等の禁止行為
事業法第27条の4	媒介等業務受託者に対する指導

# (5) 利用者情報に関する規律

電気通信事業者及び第三号事業を営む者 5には、利用者に関する情報の外部送信に係る規律が適用される。また、利用者数が極めて多い 6電気通信役務を提供する電気通信事業者には、情報取扱規程や情報取扱方針の策定、取扱状況の評価等、特定利用者情報の適正な取扱いに関する規律が適用される。

事業法第27条の6	情報吸機型の策定
事業法第27条の8	情報吸力針の策定
事業法第27条の9	取扱代兄の評価
事業法第27条の10	特定利用者情解就活管理者の選任
事業法第27条の12	情報送信指令通信に係る通知等

利用者情報に関する規律の詳細については、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説」を参照のこと。

#### (6) 電気通信設備に関する規律

電気通信回線設備を設置する電気通信事業者、大規模 7かつ有料の電気通信役務を提供する電気通信事業者等には、電気通信事業の用に供する電気通信設備について、技術基準への適合維持義務等の電気通信設備に関する規律が適用される。主な規律は右記のとおり。

事業法第41条	電気通信受備の維持
事業法第42条	電気通信受備の自己確認
事業法第44条	電気通信设備の管理規程の策定
事業法第44条の3	電気通信労備於活管理者の選任
事業法第45条	電気通信主任技術者の選任

<sup>5</sup> ブラウザやアプリケーションを通じて利用者間のメッセージ媒介、SNS・電子掲示板・動画共有サービス、オンラインショッピングモール、オンライン検索サービス、各種情報のオンライン提供等の電気通信役務を提供する電気通信事業者及び第三号事業を営む者。

<sup>6</sup> 前年度末における月間アクティブ利用者数の平均が、無料の役務の場合には1000万、有料の役務の場合には500万以上であること(無料・有料の役務、利用者数の算定の考え方については、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説」を参照。)。

<sup>7</sup> 前年度末における利用者の数が100万以上であること。

#### (7)報告等に関する規律

電気通信事業者は、通信の秘密・特定利用者情報の漏えいや一定規模以上の通信事故(重大事故)が発生した場合に、遅滞なく、報告する必要がある。

規律の内容や事故の該当性に係る判断基準等については「電気通信事故に係る電気通信事業法関連法令の適用に関するガイドライントを参照のこと。

	業務の一部停止、通信の秘密・特
事業法第28条	定利用者情報の漏えいその他の事
	故の報告
事業法第29条	業務の改善命令
事業法第166条	報告及び検査
報告規則第2条	契約数等の報告

また、電気通信事業者の業務の方法等が不適切に行われ、利用者の利益や公共の利益が阻害される場合には、総務大臣が業務の方法等の改善等を命令することができる。事業法上問題となる行為の具体的な事例については「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」等を参照のこと。

さらに、電気通信事業者については、事業法第166条の規定による報告及び検査への対応が求められるほか、電気通信事業者が提供するサービスの種別や規模等により、電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)に基づき、定期的に契約状況等に係る報告が求められる。

# 3. 電気通信事業法の適用に係る判定フローチャート

電気通信事業法の適用や事業法に基づく登録又は届出の要否に係る判断に当たっては、以下のそれぞれの基準に該当するか否かによって判断される。用語の定義は、1. (2) 参照のこと。

#### (1)『電気通信役務』に該当するか?

電気通信役務:電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気

通信設備を他人の通信の用に供することをいう。

【事業法第2条第3号】

#### I 電気通信設備を他人の通信の用に供しているか?

- ◎ 「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備をいい、自らが所有するものでなくても、利用する(又は利用させる)権限を有するものも含む。
- ◎ 「他人」とは、自己以外の社会通念上独立の人格を有すると考えられる者をいう。例えば、法 人 A が法人 B の子会社という関係にある場合でも、別法人であれば、法人 A と法人 B は「他 人」と判断される。
- ◎ 「他人の通信」とは、自己の通信以外の通信であり、自己と他人との間の通信も含まれる。例えば、Aが設置する電気通信設備を用いてAとBとの間で通信を行う場合は、Aはその設備を他人であるBの通信の用に供していると判断される。
- ◎ 「電気通信設備を他人の通信の用に供する」とは、広く電気通信設備を他人の通信のために 運用することをいい、「他人の通信を媒介」することも含む。



NO

#### (2)『電気通信事業』に該当するか?

電気通信事業:電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業 (放送法(昭和25年法律第132号)第118条第1 項に規定する放送局設備供給役務に係る事業を除く。) をいう。【事業法第2条第4号】

#### I 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供しているか?

▶ 電気通信役務を「自己の需要」のために提供している場合は該当しない。

【自己の需要のために提供している例】

- \*個人や企業等の専ら自己の情報発信のためのホームページの開設
- \* 自己のメールアドレスのためのメールサーバの運用
- 電気通信事業以外の事業を行う者がその本来業務の遂行に当たって電気通信役務を 提供することは含まない。電気通信役務の提供を前提としない本来業務の遂行手段とし て活用している場合は、電気通信役務を「自己の需要」のために提供するものであり、「他 人の需要に応ずるため」に該当しない。

#### 【自己の需要のために提供している例】

\* 自社商品やサービスのオンライン販売
ただし、オンラインニュースや映像配信など、自社の商品やサービス自体がインターネットで提供
される場合は、電気通信役務の提供(情報の送信)を前提としているため、電気通信事

業に該当する。



#### Ⅱ 事業であるか?

➤ 「事業」とは、主体的・積極的意思(提供条件の公示等客観的に判断されるもの)、目的をもって同種の行為を反復継続的に遂行することをいい、非常事態時に緊急、臨時的に提供するもの、一時的に提供するもの、提供者が利用者の法的権利に応えて提供するものは事業に該当しない。

#### 【事業に該当しない例】

- \* 非常災害発生時における緊急通信のための電気通信設備の利用
- 電気通信役務以外のサービスに付随して電気通信役務の提供を行うことは含まない(ただし、そのすべてが「事業」に該当しないのではなく、電気通信役務の提供が独立した事業として把握できるか否かを踏まえて判断される。)。

#### 【事業に該当しない例】

\*ホテルの宿泊サービスの一環として提供される電話やインターネットサービス



# 電気通信事業



NO

NO

# (3) 電気通信事業を『営む』者に該当するか?

電気通信事業を営む者:事前に登録又は届出が必要な電気通信事業者 及び適用除外の電気通信事業を営む者をいう。 【事業法第9条、第 16 条第1項(第 165 条第1

項を含む)及び第164条第1項】

# I 電気通信事業を「営む」ことに該当するか?

- ▶ 電気通信事業を「営む」とは、利用者に対して、電気通信役務を反復継続して提供して、その対価として料金を徴収することにより電気通信事業自体で利益を得ようとすることをいう(現実に利益が上がるか否かは要件とはならない。)。また、名目上電気通信役務の提供について料金を徴収していないとしても、例えば広告収入を得るなど、実質的に電気通信役務の提供により利益を上げているとみなされるときには、電気通信事業を「営む」ことに該当する。
- ▶ 営利法人が電気通信役務の提供を行う場合でも、例えば自己の社員や社宅、グループ企業等に対して電気通信役務を提供する場合等、無償・原価ベースでこれを提供する場合は電気通信事業を「営む」ことに該当しない。
- ➢ 公益法人や非営利団体であっても、原価を償って多少利益が出る程度の有償性をもって 電気通信役務を提供する場合は、電気通信事業を「営む」ことに該当する。
- ▶ 営利を目的としない電気通信事業であっても、地方公共団体が行う電気通信事業であって、電気通信設備を不特定かつ多数の者の通信の用に供する電気通信役務や卸電気通信役務に該当する場合は、事業法第165条第1項に規定する届出が必要となる。



#### 電気通信事業を営む者



NO

#### (4)『事業法の適用除外』に該当するか?

適用除外の電気通信事業:事業法第164条第1項第1号及び 第2号に該当する場合

- I 専ら一の者に電気通信役務(当該一の者が電気通信事業者であると きは、当該一の者の電気通信事業の用に供する電気通信役務を除く。) を提供する電気通信事業に該当するか?(第1号)
  - 「専ら一の者に電気通信役務を提供する」とは、電気通信役務の提供先が1人又は1社 に限られている場合をいう。例えば、ある企業Aの一部門であるBが別会社として分離独 立して、企業Aにのみ電気通信役務を提供するような場合は、本号の対象となる。
- Ⅱ その一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(こ れに準ずる区域内を含む。)又は同一の建物内である電気通信設備その 他総務省令で定める基準(設置する線路のこう長の総延長が5km)に 満たない規模の電気通信設備により電気通信役務を提供する電気通信 事業に該当するか? (第2号)
  - 「構内」とは、障壁、へい、道路、水路等明確な表示物によって他と区別された一定の区域 内で地続きであるものをいう。また、「これに準ずる区域」とは、水路、牛垣等で隔てられてい て、一見2つ以上の区域に見えるが、(それらの相互間の距離が短い等)社会通念上1 つの区域内とみなされるような場所をいう。
  - 「建物内」には、建物に付属する門、へい、建物の地下部分等が含まれるが、地下街のアー ケードのように、たとえ通路でつながっていても、建物の地下部分でないとみられる場所は含 まれない。
- ※適用除外の電気通信事業である場合でも、当該電気通信事業を営む者の取扱中に係る通 信については、「検閲の禁止」(事業法第3条)及び「通信の秘密の保護」(事業法第4 条)の対象となる。

NO **/**Ⅰ、Ⅱのいずれ )



YFS



YES



#### (5) 『登録が必要な電気通信事業』に該当するか

登録の要否の基準:電気通信回線設備の設置の有無・規模 【施行規則第3条第1項】

#### I 電気通信回線設備を設置するか?

▶ 「電気通信回線設備」とは、送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。

# YES (設置する)



II 端末系伝送路設備(端末設備又は 自営電気通信設備と接続される伝送路 設備)の設置の区域が一の市町村 (特別区を含む。)の区域(地方自治 法(昭和22年法律第67号)第252 条の19第1項の指定都市にあっては その区又は総合区の区域)を超えてい るか?

Ⅲ 中継系伝送路設備(端末系伝送 路設備以外の伝送路設備)の設置 の区間が一の都道府県の区域を超え ているか?

# NO (設置しない)



- IV 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務(ドメイン名電気通信役務、検索情報電気通信役務及び媒介相当電気通信役務を除く。)に該当するか?(事業法第164条第1項第3号)
  - ▶ 「他人の通信を媒介」するとは、他人の依頼を 受けて、情報をその内容を変更することなく、伝 送・交換し、隔地者間の通信を取次、又は仲 介してそれを完成させることをいう。
  - ▶ サーバを用いて、インターネット経由で情報を利用 者に提供するような場合等、自己の電気通信設 備を自己と他人との間の通信に使用することは、 「他人の通信を媒介」することには該当しない。

# YES (II又はIII に該当)



NO (Ⅱ及びⅢ に非該当) NO (IVに非該当) YES (IVに該当)



- V 電波法(昭和25年法律第 131号)第7条第2項第6号に 規定する基幹放送に加えて基幹放 送以外の無線通信の送信をする無 線局の無線設備を設置しないか?
  - ◎「基幹放送」とは、電波法の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送をいう。

YES (設置しない)

NO (設置する)

『登録』が必要な電気通信事業

『届出』が必要な 電気通信事業

『登録及び届出』が不要な電気通信事業 (適用除外) 【第3号事業】

※適用除外の電気通信事業である場合でも、 当該電気通信事業を営む者の取扱中に係 る通信については、「検閲の禁止」(事業法 第3条)及び「通信の秘密の保護」(事業 法第4条)の対象となる。

『届出』が必要な電気通信事業

#### (参考) オンラインサービスの登録又は届出の要否に関する考え方

電気通信設備(サーバ)を設置する事業者(自らサーバを設置せず、サービス、アプリの 提供のためにクラウドを利用する事業者を含む。)が提供するオンラインサービスについては、他 人の依頼を受けて、情報の内容を変更することなく伝達する場合は、「他人の通信を媒介す る」に該当し、登録又は届出が必要な電気通信事業と判断される。

具体的には、以下の2つがともに該当する場合には、「他人の通信を媒介する」に該当する。

#### ア 加丁・編集を行わない

イ 送信時の通信の宛先として受信者を指定している

「加工・編集を行わない」とは、情報の本質的な内容の改変を行わないことである。一方、フォーマット変更、メディア変換、メールヘッダーへの配送情報の追加等、外形的・形式的に改変することは、「本質的な内容の改変を行わない」、つまり「加工・編集を行わない」に該当する。

なお、上記に1つでも該当しない場合は、「他人の通信を媒介する」には該当せず、登録及び届出が不要な電気通信事業と判断される。ただし、他の電気通信事業者から「他人の通信を媒介する電気通信役務」の提供を受けて、主体的に当該役務を再販する場合を除く。

# 4. 主な事例と考え方

「登録又は届出が必要な電気通信事業」には、一般的に以下のような電気通信役務を提供する事業が該当する。また、これらの電気通信役務の卸・再販を行う場合も、「登録又は届出が必要な電気通信事業」に該当する。

加入電話、中継電話、国際電話、公衆電話、FAX、電報、携帯電話、PHS、データ伝送(フレームリレー・ATM 交換等)、IP電話、ISP、FTTH、DSL、CATV、FWA、BWA、ローカル 5G、公衆無線 LAN、広域イーサネット、IP-VPN、専用役務、アンライセンス LPWA、インターネット関連サービス(電子メール、IX等)等

主な事例とそれに対する考え方は以下のとおりであるが、<u>事業の内容によっては異なる判断とな</u>る場合があるので、留意願いたい。

また、いわゆる「クラウド」、「プラットフォーム」、「スーパーアプリ」、「ポータルサイト」等、様々なサービスが複合的に提供されている場合は、それぞれのサービスごとに、登録又は届出の要否を判断することとなる。

事 例	考え方	判断結果
企業等における内線電話やLAN	企業・省庁・大学等が、その従業員等が業務に関して相互に通話等を行うために自らが内線電話やLANを設置・運営するものをいう。 法人の代表者又は法人若しくは人の使用者その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して行う通信の場合は、その者は当該法人又は人の機関たる地位にあり、その効果は直接当該法人又は人に帰属するものであるから、その法人又は人の「自己」の通信であって、「他人」の通信とはならない。 内線電話やLANの設置・運営は、単なる自家消費である自己の通信のために行うものであることから、電気通信役務に該当しないと判断される。 (→フローチャート(1))	非電気通信役 務(事業法規 律対象外)
関連企業間のネットワークの運営	企業が、自らデータ通信専用線を設置するなどにより、複数の子会社、グループ企業等の関連企業との間を結ぶネットワークを構築して、業務に係る連絡等のための通信を行うものをいう。 このサービスは、子会社等の関連企業であっても他人であることから、関連企業間の通信については、関連企業(他人)の需要に応じており、原価を超えた料金を徴収している場合には、登録又は届出が必要な電気通信事業と判断される。	登録又は届出 が必要な電気 通信事業
	他方、無償・原価ベースの料金で、複数の子会社、グループ企業等へ関連企業間のネットワークを提供する場合は、電気通信事業を「営む」には該当しないと判断される。 (→フローチャート(3) I)	電気通信事業 を営む者に該 当しない(規 律対象外)
オフィスやマンションの管理会社等が入居者に提供するインターネット	オフィスやマンションの管理会社や賃貸事業者等が、入居者に対して、電気通信役務の料金設定を行うなど、自らが提供主体となって、インターネットサービスを提供するものをいう。 このサービスは、電気通信役務の提供が独立した事業として把握できるため、登録又は届出が必要な電気通信事業と判断される。	登録又は届出 が必要な電気 通信事業
	他方、マンションの入居者で構成される自治会や管理組合等が入居者のみが利用するインターネットサービスを提供する場合は、自己の需要に応ずるものであり、他人の需要に応ずるものではないことから、電気通信事業に該当しないと判断される。 (→フローチャート(2) I)	非電気通信事 業(事業法規 律対象外)

事 例	考え方	判断結果
ホテルインター ネット、シェア オフィス等のイ ンターネット	ホテル事業者等が、宿泊サービスの一環として、宿泊者のインターネット利用を可能とするために、端末やインターネットサービスを提供するものをいう。 このサービスは、宿泊サービスに付随して端末等の提供を行われるものであり、電気通信役務の提供が独立した事業として把握できないことから、電気通信事業に該当しないと判断される。 (→フローチャート(2) II) シェアオフィス、レンタル会議室で提供されるインターネットも同様に、電気通信事業に該当しないと判断される。	非電気通信事 業(事業法規 律対象外)
ホテル電話	ホテル事業者等が、宿泊サービスの一環として、宿泊者間の内線通話及び宿泊者から外部の者への外線通話を可能とするために、電話を設置・運営するものをいう。 このサービスは、宿泊サービスに付随して電話の設置・運営を行われるものであり、電気通信役務の提供が独立した事業として把握できないことから、電気通信事業に該当しないと判断される。 (→フローチャート(2) II)	非電気通信事 業(事業法規 律対象外)
インターネット カフェ	ISP等から電気通信役務提供を受け、店舗内にインターネット端末PCのみを設置して、利用者のインターネット利用を一時的に可能にするものをいう。 インターネットカフェの通信システム全体において、他人の通信の媒介を行っているのは端末PCを接続するネットワークを提供しているISP等であり、サービス提供者が電気通信回線設備を設置していない場合には、登録及び届出が不要な電気通信事業と判断される。	登録及び届出 が不要な電気 通信事業
転送電話サービス	自らが使用・管理する電話番号をサービスの利用者に提供し、発信者からの当該電話番号への着信通話を当該利用者に転送するもの、又は当該利用者からの発信通話を自らが使用・管理する電話番号を経由して着信者に転送するものをいう。クラウド上で転送機能を提供する場合も含む。 このサービスは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介していることから、登録又は届出が必要な電気通信事業と判断される。	登録又は届出 が必要な電気 通信事業

事 例	考え方	判断結果
電話等受付自動代行サービス	電気通信設備(サーバ等)により人手を介することなく、サービス利用者あての電話やFAX等を受け、当該電話やFAX等の情報の内容を変更することなく、フォーマット変更やメディア変換を行い、利用者に伝達するものをいう。クラウド上でFAXを受信することや、電話の内容を自動で文字に起こしてメールやチャットで提供する場合も含む。このサービスは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介していることから、登録又は届出が必要な電気通信事業と判断される。	登録又は届出 が必要な電気 通信事業
公衆無線 LAN	アクセスポイント等を設置し、又は他者のアクセスポイントを利用して、有料の公衆無線LANサービスを提供するものをいう。 このサービスは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介していることから、登録又は届出が必要な電気通信事業と判断される。 なお、対価を得なくても(無料で提供しても)、広告収入を得るなど実質的に電気通信役務の提供により利益を得ようとする場合には、登録又は届出が必要な電気通信事業と判断される。 施設管理者等からアクセスポイントを借り受けて、来場者に電気通信役務を提供する電気通信事業を営む場合も、登録又は届出が必要な電気通信事業を営む場合も、登録又は届出が必要な電気通信事業と判断される。	登録又は届出 が必要な電気 通信事業
	商業施設や観光施設等の施設管理者等が、来場者が利用できるように施設内にアクセスポイントを設置して、公衆無線LANサービスを提供するものをいう。 施設管理者等が提供するこのサービスは、電気通信役務の提供が独立した事業として把握できないことから電気通信事業に該当しないと判断される。 (→フローチャート(2) II)	非電気通信事 業(事業法規 律対象外)
	地方公共団体が、公園や公共施設等にアクセスポイントを設置して不特定かつ多数の者に公衆無線LANサービスを提供するものをいう。 サービス提供者である地方公共団体は、原則として電気通信事業を営む者に該当しないものの、事業法第165条により、電気通信設備を不特定かつ多数の者の通信の用に供する電気通信役務として提供すると認められる場合には、このサービスは、届出が必要な電気通信事業と判断される。	届出が必要な 電気通信事業 (非営利届 出)

事 例	考え方	判断結果
IoTサービス (通話機能 付きドアベル、 見守りカメラ 等)	サーバ及びソフトウェアを用いてIoT端末から受信するデータの蓄積、通信処理を行うIoTサービスのうち、その提供過程で、情報を加工・編集せず、かつ、送信時の宛先に受信者を指定するものをいう。 このサービスは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介していることから、登録又は届出が必要な電気通信事業と判断される。	登録又は届出 が必要な電気 通信事業
IoTサービス (物品位置 管理、混雑 状況検知シス テム等)	サーバ及びソフトウェアを用いてIoT端末から受信するデータの蓄積、通信処理等を行うIoTサービスのうち、その提供 過程で、情報を加工・編集し、又は、送信時の宛先に受信 者を指定しないものをいう。 このサービスは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒 介しないことから、登録及び届出が不要な電気通信事業と 判断される。 (→フローチャート(5) IV)	登録又は届出 が不要な電気 通信事業(第 3号事業)
	ただし、上記のIoTサービスの提供にあわせて、他の電気通信事業者から「他人の通信を媒介する電気通信役務(SIM等回線)」の提供を受け、提供条件や価格を変更するなどして再販する場合は、自らが提供主体となってSIM等回線の再販をしていることから、登録又は届出が必要な電気通信役務と判断される。	登録及び届出 が必要な電気 通信事業
MVNO (Mobile Virtual Network Operator)	既存の移動電気通信事業者のネットワークインフラを利用して、利用者に独自の移動通信サービスを提供するものをいう。 このサービスは、自らが提供主体となって利用者に他人の通信を媒介する電気通信役務を提供していることから、登録又は届出が必要な電気通信事業と判断される。	登録又は届出 が必要な電気 通信事業
FVNO (Fixed Virtual Network Operator)	既存の固定電気通信事業者のネットワークインフラを利用して、利用者に独自の固定通信サービスを提供するものをいう。 このサービスは、自らが提供主体となって利用者に他人の通信を媒介する電気通信役務を提供していることから、登録又は届出が必要な電気通信事業と判断される。	登録又は届出 が必要な電気 通信事業
チャンネル貸し	電気通信回線設備の設置者が、周波数帯域を分割して、その一部を企業等に貸与するものをいう。 このサービスは、登録又は届出が必要な電気通信事業と 判断される。	登録又は届出 が必要な電気 通信事業

事 例	考え方	判断結果
リビリング	電気通信事業者から大口割引で電気通信役務提供を 受け、利用者に割引いて再販するものをいう。 このサービスは、登録又は届出が必要な電気通信事業と 判断される。	登録又は届出 が必要な電気 通信事業
機器の貸与と 併せた電気 通信役務の 提供	他の電気通信事業者から「他人の通信を媒介する電気通信役務」の提供を受けた者が、提供条件や価格を変更するなどして、利用者に当該電気通信役務を利用するための機器(携帯電話やWi-Fiルータ等)の貸与と当該電気通信役務を併せて主体的に提供して、利用させるものをいう。 このサービスは、利用させる電気通信役務について、自らが提供主体となって電気通信役務の提供(電気通信役務の再販)をしていることから、登録又は届出が必要な電気通信事業と判断される。	登録又は届出 が必要な電気 通信事業
	他の電気通信事業者から「他人の通信を媒介する電気通信役務」の提供を受けた者が、利用者に電気通信役務を提供するが、自らが提供を受けた電気通信役務の料金や提供条件等を全く変更せずに、利用者に当該電気通信役務を利用するための機器(携帯電話やWi-Fiルータ等)の貸与と当該電気通信役務を併せて提供して、利用させるものをいう。 このサービスは、利用させる電気通信役務について、料金や利用条件を全く変更していないため、自らが提供主体となって電気通信役務を提供しているとは認められないことから、登録及び届出が不要な電気通信事業と判断される(電気通信事業者と機器の貸与を行う者との関係性により、機器の貸与を行う者が電気通信役務の提供主体と認められる場合を除く。)。	登録及び届出が不要な電気通信事業
	機器の貸与のみを行う場合には、電気通信役務に該当しない(利用者は他の事業者から電気通信役務を調達する)。 (→フローチャート(1))	非電気通信役 務(事業法規 律対象外)
携帯電話等の契約の取次等を行う代理店	携帯電話やFTTHアクセスサービス等の役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次又は代理を行うものをいう。このサービスは、単なる契約の代理等を行っているに過ぎないことから、電気通信役務に該当しない。 (→フローチャート(1)) なお、契約の代理等を行う者は、事業法第73条の2に基づき媒介等業務の届出を行う必要がある。	非電気通信役務(届出媒介等業務受託者)

事 例	考え方	判断結果
サーバの設置 場所貸し(ハウジング)	不動産会社等が、電源設備や耐震設備等を備えた建物を設置し、電気通信事業者等にサーバ等の設置場所を貸し出すものをいう。 このサービスは、不動産業として、スペース・空間を貸し出しているにすぎないことから、電気通信役務に該当しないと判断される。 (→フローチャート(1))	非電気通信役 務(事業法規 律対象外)
	ただし、上記のサービス提供者が、自ら調達した電気通信回線を上記のサービス利用者に提供している場合は、電気通信役務の再販に該当し、登録又は届出が必要な電気通信事業と判断される。	登録又は届出 が必要な電気 通信事業
メールサーバ 等用のサーバ 貸与(レンタ ルサーバ、 VPS <sup>8</sup> 、 PaaS)	個人や企業等がメールサーバ等を利用できるように、サーバ自体やサーバの一部を貸与するものをいう(いわゆるホスティングサービス)。 このサービスは、他人の通信を媒介する機能を提供することから、登録又は届出が必要な電気通信事業と判断される。 電気通信事業を営もうとする者等にメールサーバ等の他人の通信の媒介が可能となる機能を含むサーバの貸与を行う場合も登録又は届出が必要な電気通信事業と判断される。	登録又は届出 が必要な電気 通信事業
Webサーバ 等用のサーバ 貸与(レンタ ルサーバ、 VPS <sup>8</sup> 、 PaaS)	個人や企業等がWebサーバやデータベースサーバ等を利用できるように、サーバ自体やサーバの一部を貸与するものをいう(いわゆるホスティングサービス)。 このサービスは、他人の通信を媒介する機能を提供しないことから、登録又は届出が不要な電気通信事業と判断される。 電気通信事業を営もうとする者等にWebサーバやデータベースサーバ等の機能を含むサーバの貸与を行う場合も登録又は届出が不要な電気通信事業と判断される。 (→フローチャート(5) IV)	登録及び届出 が不要な電気 通信事業(第 3号事業)

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> Virtual Private Server

事 例	考え方	判断結果
オンラインスト レージ	利用者がデータを保存することを目的として、サーバ等を設置して、インターネット等を経由して利用者のデータ等を受信して保存するものをいう。 このサービスは、情報の加工・編集は行わないものの、データ保存時に宛先として受信者を指定しないため、自己と他人(利用者)との間の通信であり、他人の通信を媒介していないことから、サービス提供者が電気通信回線設備を設置していない場合には、登録及び届出が不要な電気通信事業と判断される。 (→フローチャート(5) IV)	登録及び届出 が不要な電気 通信事業(第 3号事業)
ファイル共有 サービス/ファイ ル転送サービ ス	利用者が互いにデータを共有することを目的として、サーバ等を設置して、インターネット等を経由して利用者のデータ等を受信して保存するものをいう。 このサービスは、情報の加工・編集は行わないものの、データ保存時に宛先として受信者を指定しないため、自己と他人(利用者)との間の通信であり、他人の通信を媒介していないことから、サービス提供者が電気通信回線設備を設置していない場合には、登録及び届出が不要な電気通信事業と判断される。  (→フローチャート(5) IV)	登録及び届出 が不要な電気 通信事業(第 3号事業)
	ただし、上記サービスに加え、利用者間で、データを保存 したことや保管先を通知するメッセージ機能を提供する場合 は、他人の通信を媒介することから、登録又は届出が必要 な電気通信事業と判断される。	登録又は届出 が必要な電気 通信事業
コンテンツの媒 介 ( CDN を 含む)	企業等からインターネット等を経由して提供されたコンテンツについて、その内容の変更を行うことなく、特定の受信者にインターネット等経由で送信するものをいう。CDN(Content Delivery Network)を提供する場合も含む。 このサービスは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介していることから、登録又は届出が必要な電気通信事業と判断される。	登録又は届出 が必要な電気 通信事業

事 例	考え方	判断結果
ドメイン名の名前解決サービスの提供	権威DNS(Domain Name System)サーバを用いて、問合せを受けたドメイン名(例 www.soumu.go.jp)に対応するIPアドレス(例 2001:240:bb81::21:e0)の回答を行う機能を提供するものをいう。 このサービスは、他人の通信を媒介する電気通信役務には該当しないものの、インターネットの利用における当該電気通信役務の重要性に鑑み、公共性の高いもの(ccTLD(「.jp」)や地理的名称gTLD(「.tokyo」「.osaka」等)に関するもの)又は大規模なもの(契約数30万件以上のサブドメイン(自己が利用するものを除く。)若しくは契約数30万件以上のDNSホスティングサービスに関するもの。)に限り、登録又は届出が必要な電気通信事業である。 (→フローチャート(5)IV)	登録又は届出 が必要な電気 通信事業
ソフトウェアの オンライン提 供 ( SaaS 、 ASP)	クラウド上にアプリケーションソフトウェアを構築し又はアプリケーションソフトウェアをインストールしたサーバ等を設置し、インターネット等を経由して当該ソフトウェアを企業や個人等に利用させるものをいう(SaaS、狭義のASPサービス)。このサービスは、自己と他人(利用者)との間の通信を行っており、他人の通信を媒介していないことから、サービス提供者が電気通信回線設備を設置していない場合には、登録及び届出が不要な電気通信事業と判断される。(→フローチャート(5)Ⅳ)	登録及び届出 が不要な電気 通信事業(第 3号事業)
	ただし、上記サービスに加え、サービスの一部としてメール、チャット、オンライン会議等の利用者間のメッセージの媒介を行う機能を提供している場合は、登録又は届出が必要な電気通信事業と判断される。	登録又は届出 が必要な電気 通信事業
各種情報のオンライン提供	電気通信設備(サーバ等)を用いて、天気予報やニュース等の情報を、インターネットを経由して利用者に提供するものをいう。 このサービスは、利用者(他人)の需要に応ずるために電気通信役務の提供(情報の送信)自体を目的として行っていることから、電気通信事業に該当するが、自己と他人(利用者)との間の通信であり、他人の通信を媒介していないことから、電気通信回線設備を設置していない場合には、登録及び届出が不要な電気通信事業と判断される。 (→フローチャート(5) IV)	登録及び届出 が不要な電気 通信事業(第 3号事業)

事 例	考え方	判断結果
Webサイトの オンライン検 索	広範なWebサイトのデータベースを構築し、検索語を含むWebサイトのURL等を、インターネットを経由して利用者に提供するものをいう(狭義のポータルサイト)。 このサービスは、自己と他人(利用者)との間の通信であり、他人の通信を媒介していないことから、サービス提供者が電気通信回線設備を設置していない場合には、登録及び届出が不要な電気通信事業と判断される。 (→フローチャート(5) IV)	登録及び届出 が不要な電気 通信事業(第 3号事業)
	ただし、前年度の月間アクティブ利用者数の平均が 1,000万以上であって、分野横断的に上記のサービスを提供する場合には、登録又は届出が必要な電気通信事業と なる。	登録又は届出 が必要な電気 通信事業
自社商品等のオンライン販売等	小売業者等が電気通信設備(サーバ等)を用いてEC サイトを開設し、インターネット経由で自社商品等のオンライン販売や問合せ等に対応するものをいう。銀行や証券会社によるネットバンキングやネット証券(ネット専業も含む)で対応するものも含む。 このサービスは、電気通信設備を他人の通信の用に供しており、電気通信役務に該当するが、電気通信役務の提供(情報の送信)を必ずしも前提としない別の自らの本来業務の遂行の手段として電気通信役務を提供することは、自己の需要に応ずるものであり、他人の需要に応ずるものではないことから、電気通信事業に該当しない。 小売業者等がECモールに出店又は出品して自社商品等のオンライン販売や問合せ等に対応するものも同様に、電気通信事業に該当しないと判断される。 (→フローチャート(2) I)	非電気通信事 業(事業法規 律対象外)
ECモール/ネットオークション/ フリマアプリの 運営	インターネット経由で複数の店舗でネットショッピングを行うことができる又は複数の出品者の商品等を購入できる「場」を提供するものをいう。このサービスは、他人の通信を媒介しないことから、サービス提供者が電気通信回線設備を設置していない場合には、登録及び届出が不要な電気通信事業と判断される。(→フローチャート(5) IV)	登録及び届出 が不要な電気 通信事業(第 3号事業)
	ただし、「場」の提供を行う場合であっても、サービスの一部として利用者間のメッセージの媒介を行う機能を提供している場合は、登録又は届出が必要な電気通信事業と判断される。	登録又は届出 が必要な電気 通信事業

事 例	考え方	判断結果
個人や企業 によるWebサ イトの開設 (専ら自らの 情報の提供を 目的とするも の)	個人や企業等が、電気通信設備(サーバ等)を用いてWebサイトを開設し、インターネット経由で自らの情報のみを発信し、専ら自らの情報の提供を目的とするものをいう。「他人の通信」の概念には、自己と他人との間の通信を含むことから、自己の電気通信設備をWebサイト閲覧者(他人)との通信に使用することは、当該設備を通信相手たる他人の通信の用に供していることとなり、電気通信役務に該当するものの、専ら自らの情報を発信する手段として電気通信役務を提供することは、自己の需要に応ずるものであり、他人の需要に応ずるものではないことから、電気通信事業に該当しないと判断される。 (→フローチャート(2) I)	非電気通信事 業(事業法規 律対象外)
メールフォー ム・チャットボット	企業や地方公共団体等が、電話等により受け付ける顧客や住民等からの問合せ等に加え、又はこれに代えて、電気通信設備(サーバ等)を用いてメールフォームやチャットボット用のWebサイトを開設し、インターネット経由で顧客や住民等からの問合せ等を受け付けるものをいう。 顧客や住民等からの問合せ等を受け付けるに当たって電気通信役務を提供することは、自己の需要に応ずるものであって、他人の需要に応ずるものではないことから、このサービスは、電気通信事業に該当しないと判断される。 (→フローチャート(2) I)	非電気通信事 業(事業法規 律対象外)

事 例	考え方	判断結果
SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)/動画共有プラットフォーム/ブログプラットフォーム	インターネット経由で不特定多数の利用者間の交流を目的として、当該利用者が文字情報等を交換するテキスト・音声・画像・動画の投稿・閲覧・コメントを行うことができる「場」を提供するものをいう。 このサービスは、他人の通信を媒介していないことから、サービス提供者が電気通信回線設備を設置していない場合には、登録及び届出が不要な電気通信事業と判断される。 (→フローチャート(5) IV)	登録及び届出 が不要な電気 通信事業(第 3号事業)
	ただし、前年度の月間アクティブ利用者数の平均が 1,000万以上となる場合には、登録又は届出が必要な電 気通信事業となる。	登録又は届出 が必要な電気 通信事業
	ただし、「場」の提供を行う場合であっても、サービスの一部として利用者間のメッセージの媒介を行う機能を提供している場合は、登録又は届出が必要な電気通信事業と判断される。	登録又は届出 が必要な電気 通信事業
電子掲示板	インターネット経由で不特定多数の利用者が文字情報等を交換することができる「場」を提供するものをいう。 このサービスは、他人の通信を媒介していないことから、サービス提供者が電気通信回線設備を設置していない場合には、登録及び届出が不要な電気通信事業と判断される。 (→フローチャート(5) IV)	登録及び届出 が不要な電気 通信事業(第 3号事業)
	ただし、利用者登録が必要な電子掲示板(他のサービスに付随して提供されるものを除く)であって、前年度の月間アクティブ利用者数の平均が1,000万以上となる場合には、登録又は届出が必要な電気通信事業となる。	登録又は届出 が必要な電気 通信事業
	ただし、「場」の提供を行う場合であっても、サービスの一部として利用者間のメッセージの媒介を行う機能を提供している場合は、登録又は届出が必要な電気通信事業と判断される。	登録又は届出 が必要な電気 通信事業

事 例	考え方	判断結果
オープン・チャット	インターネット経由で不特定多数の利用者がリアルタイムで文字ベースの会話を行うことができる「場」を提供するものをいう。 このサービスは、リアルタイムの『電子掲示板』を提供していると考えられ、他人の通信を媒介していないことから、サービス提供者が電気通信回線設備を設置していない場合には、登録及び届出が不要な電気通信事業と判断される。 (→フローチャート(5) IV)	登録及び届出 が不要な電気 通信事業(第 3号事業)
	ただし、利用者登録が必要なオープン・チャット(他のサービスに付随して提供されるものを除く)であって、前年度の月間アクティブ利用者数の平均が1,000万以上となる場合には、登録又は届出が必要な電気通信事業となる。	登録又は届出 が必要な電気 通信事業
	ただし、「場」の提供を行う場合であっても、サービスの一部として利用者間のメッセージの媒介を行う機能を提供している場合は、登録又は届出が必要な電気通信事業と判断される。	登録又は届出 が必要な電気 通信事業
利用者間のメ ッセージの媒 介(アプリ、 SaaS)	メッセージアプリやSMSアプリ等、利用者間のメッセージのやり取りを媒介するものをいう。 このサービスは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介していることから、登録又は届出が必要な電気通信事業と判断される。 なお、主たるサービスが利用者間のメッセージの媒介ではなく、サービスの一部として利用者間のメッセージの媒介を行う機能を提供している場合も、登録又は届出が必要な電気通信事業と判断される。	登録又は届出 が必要な電気 通信事業
クローズド・チャット/オンライン会議	サイト上にチャットルームを開設するなどにより、特定の利用者の間のみに閉じた会話等を媒介するものをいう。オンラインゲーム内の利用者間のチャットを提供する場合も含む。 このサービスは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介していることから、登録又は届出が必要な電気通信事業と判断される。	登録又は届出 が必要な電気 通信事業

事 例	考え方	判断結果
マッチングサイト/アプリ(出会い系サイトを含む)	インターネット経由で企業や個人のマッチング希望に関する情報を閲覧できるようにして、その情報に係る利用者間のメッセージをアプリや電子メール等を用いて媒介するものをいう。 このサービスは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介していることから、登録又は届出が必要な電気通信事業と判断される。	登録又は届出 が必要な電気 通信事業
国外サーバを 用いた電子メ ールやチャット 等	国外に設置した電気通信設備(サーバ等)を用いて、インターネットを通じて国内の利用者向けに提供する電子メールやチャット等をいう。 電気通信設備の設置場所についての限定はなく、このサービスは、日本国内向けに電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務を提供していることから、登録又は届出が必要な電気通信事業と判断される。	登録又は届出 が必要な電気 通信事業
Webサイト上 のグリーティン グカードの運 営	インターネット上のポータルサイト等において、利用者の依頼に基づくメッセージ付き画像等のWebページを作成し、宛先となる者に限ってグリーティングカードを閲覧させるものをいう。 このサービスは、情報の加工・編集を行わず、通信の宛先として指定された閲覧者にメッセージ付画像を送信するものであり、他人の通信を媒介していることから、登録又は届出が必要な電気通信事業と判断される。	登録又は届出 が必要な電気 通信事業
電子委任状の媒介サービス	電子契約における代理権授与を表示する目的で、電子契約の一方の当事者となる事業者の委託を受けて、電気通信設備(サーバ等)を用いて、電子委任状の保管や他方の当事者となる者等への当該電子委任状の提示、提出を行うものをいう。 このサービスにおいては、電子契約の一方の当事者が通信の宛先と指定された他方の当事者となる者等に電子委任状の内容を変更することなく伝達する場合には、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介していることから、登録又は届出が必要な電気通信事業と判断される。	登録又は届出 が必要な電気 通信事業

事 例	考え方	判断結果
電子メールマ ガジンの媒介 (SMSを利 用して送信す るものを含 む)	企業等からインターネット等を経由して提供された製品PRやイベント開催案内等に関する情報を、その内容を変更することなく、予め登録した購読者等に対して電子メールやSMSを利用して送信するものをいう。このサービスは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介していることから、登録又は届出が必要な電気通信事業と判断される。	登録又は届出 が必要な電気 通信事業
電子メールマガジンの配信	電子メールマガジンの送信のために、企業等から提供された製品PRやイベント開催案内等に関する情報を元に電子メールマガジンを作成し、予め登録した購読者等に対して送信するものをいう。 このサービスは、購読者(他人)の需要に応ずるためにインターネット経由での情報送信(電気通信役務の提供)自体を目的として行っていることから電気通信事業に該当するが、企業等から提供された情報を元に電子メールマガジンを作成して購読者に送信していることから、他人の通信を媒介していないと判断され、サービス提供者が電気通信回線設備を設置していない場合には、登録及び届出が不要な電気通信事業と判断される。 (→フローチャート(5) IV)	登録及び届出 が不要な電気 通信事業(第 3号事業)
電子メールマガジンの発行	企業等が郵送や広告紙面により行う顧客に対する広報 (自社製品の宣伝やイベント開催案内等)に加え、又は これに代えて、予め登録した顧客等に対して電子メールによ る広報等を行うものをいう。 このサービスは、本来業務に関する情報を顧客に対して 広報するに当たっての電気通信役務を提供することは、自 己の需要に応ずるものであり、他人の需要に応ずるものでは ないことから、電気通信事業に該当しないと判断される。 (→フローチャート(2) I)	非電気通信事 業(事業法規 律対象外)
個人が運営 する無料の電 子メール	個人が、友人等の一定メンバーの通信のみを可能とするために、無料の電子メールサービスを運営するものをいう。このサービスは、無料であり、かつ、メールへのバナー広告の添付等による収入も得ておらず、収益事業を行っていないことから、電気通信事業を営むに該当しないと判断される。 (→フローチャート(3) I)	電気通信事業 を営む者に該 当しない (規 律対象外)

事 例	考え方	判断結果
放送	「公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信の送信」(放送法第2条第1項第1号)と定義され、電波を使用して行う情報の送信、発射又は受信のうち送信の行為に着目したものをいう。 放送は、送信目的としては、公衆による直接の受信行為を予定しているとはいえ、視聴者が不特定多数で必ずしもこれを受信していることを要せず、法律上は受信者を通信相手として観念していない(発信者の内心の意思に過ぎない。)。 また、通常の無線通信と異なり、受信者の無線設備は、送信者たる放送事業者の関与しない範囲で設置されるものである。 放送は、放送事業者が送信設備を受信者との間の通信の用に供しているように見えるが、主として一方的な番組の供給に着目したものであることから、電気通信役務に該当しないと判断される。 (→フローチャート(1))	非電気通信役 務(事業法規 律対象外)
非生気の信用助条 という おはには はい	非常災害が発生し、現に応急的な救助を行う必要がある場合に、厚生労働大臣、都道府県知事等が、その業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用するものをいう。 これは、非常事態時に緊急、臨時的に行うものであることから、電気通信事業に該当しないと判断される。なお、  水防上の緊急通信(水防法第27条第2項)  災害に関する予報又は警報に係る緊急通信及び災害発生時の応急措置の実施に必要な緊急通信(災害対策基本法第57条及び第79条)  地震災害に関する警戒宣言が発せられた場合の緊急通信及び応急措置の実施に必要な緊急通信(大規模地震対策特別措置法第20条及び第26条第1項) 等のための電気通信設備の利用も、同様の理由により、電気通信事業に該当しないと判断される。	非電気通信事 業(事業法規 律対象外)

事 例	考え方	判断結果
日本郵便株式 する鉄 書の は まま の は まま の は で まま の は で まま の は で まま の まま ま	郵便物運送委託法第8条の規定により、総務大臣の要求があるときに、鉄道運送業者が、その運送する郵便物の積卸し、保管その他の取扱いのため必要な通信設備を日本郵便株式会社の使用に供するものをいう。これは、鉄道運送業者(提供者)が日本郵便株式会社(利用者)の法的権利に応えて行うものであることから、電気通信事業に該当しないと判断される。  おお、 ○ 消防事務のための消防庁及び地方公共団体に対する警察通信施設の提供(消防組織法第41条) ○ 連絡のための警察庁又は都道府県警察の警察通信施設の相互提供(警察法第78条第2項)等も、同様の理由により、電気通信事業に該当しないと判断される。  (→フローチャート(2) II)	非電気通信事 業(事業法規 律対象外)

# 5. 参考資料

電気通信事業参入・変更手続の案内

https://www.soumu.go.jp/menu\_seisaku/ictseisaku/denkitsushin\_suishin/tetsuzuki/index.html ガイドライン

https://www.soumu.go.jp/joho\_tsusin/eidsystem/law01\_03.html

電気通信事業参入マニュアル

https://www.soumu.go.jp/main\_content/000739290.pdf

電気通信事業参入マニュアル(追補版)ガイドブック

https://www.soumu.go.jp/main\_content/000799137.pdf

外国法人等が電気通信事業を営む場合における電気通信事業法の適用に関する考え方

https://www.soumu.go.jp/main\_content/000739291.pdf

電気通信事業者のネットワーク構築マニュアル

https://www.soumu.go.jp/main\_content/000426546.pdf

電気通信事業法の消費者保護ルール

https://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/joho\_tsusin/d\_syohi/shohi.htm

電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説

https://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/joho\_tsusin/d\_syohi/telecom\_perinfo\_guidel ine\_intro.html

事業用電気通信設備の安全・信頼性を確保するための制度

https://www.soumu.go.jp/menu\_seisaku/ictseisaku/net\_anzen/jigyoyo/index.html 電気通信関係資格手続きの案内

https://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/joho\_tsusin/denkishikaku.html

情報通信ネットワーク安全・信頼性基準等の概要

https://www.soumu.go.jp/menu\_seisaku/ictseisaku/net\_anzen/anshin/index.html 電気通信事故に係る電気通信事業法関係法令の適用に関するガイドライン

https://www.soumu.go.jp/menu\_seisaku/ictseisaku/net\_anzen/jiko/handan.html 事故報告制度の概要

https://www.soumu.go.jp/menu\_seisaku/ictseisaku/net\_anzen/jiko/index.html

電気通信事業報告規則関係

https://www.soumu.go.jp/joho\_tsusin/eidsystem/houkoku\_kisoku.html

電気通信事業分野における競争の促進に関する指針

https://www.soumu.go.jp/main\_content/000695595.pdf

媒介等業務受託者届出マニュアル

https://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/joho\_tsusin/d\_syohi/135414.html

# 6. 手続等に関する問合せ先等

登録又は届出に係る手続等についての問合せ先は以下のとおり。

総合通信局等	担当課	連絡先(電話番号)	管轄区域
北海道総合通信局	電気通信事業課	011-709-2311 (内線 4705)	北海道
東北総合通信局	電気通信事業課	022-221-0630	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
関東総合通信局	電気通信事業課	03-6238-1675 [回線非設置届出] 03-6238-1679 [登録、非営利届出、 回線設置届出]	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県
信越総合通信局	電気通信事業課	026-234-9948	新潟県、長野県
北陸総合通信局	電気通信事業課	076-233-4422	富山県、石川県、福井県
東海総合通信局	電気通信事業課	052-971-9403	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿総合通信局	電気通信事業課	06-6942-8518	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県
中国総合通信局	電気通信事業課	082-222-3378	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国総合通信局	電気通信事業課	089-936-5042	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州総合通信局	電気通信事業課	096-326-7824	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合通信事務所	情報通信課	098-865-2302	沖縄県

注:電気通信事業の参入手続の管轄は、手続をしようとする法人の本店所在地、個人であれば個人の住所により区分される。外国の法人又は個人にあっては、国内代表者又は国内代理人の住所により区分される。

また、手続等については、総務省 HP 電気通信事業参入・変更手続の案内を参照のこと。 https://www.soumu.go.jp/menu\_seisaku/ictseisaku/denkitsushin\_suishin/tetsuzuki/

利用者に関する情報の外部送信に係る規律、特定利用者情報の適正な取扱いに関する規律等、利用者情報に関する規律についての詳細やお問い合わせ先については、以下を参照のこと。

- 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説 <a href="https://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/joho\_tsusin/d\_syohi/telecom\_perinfo\_g">https://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/joho\_tsusin/d\_syohi/telecom\_perinfo\_g</a> uideline\_intro.html
- 問合せ先

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課

電話:03-5253-5847

本資料に関するご質問や考え方について掲載を希望する事例のある方は、総務省総合通信 基盤局電気通信事業部データ通信課/事業政策課あてに、下記にしたがって、メールで掲載の 希望をお寄せください。

宛先: Marketentry\_TBA\_atmark\_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。 送信の際には、「@」に変更してください。

件名:事例掲載希望(氏名又は法人名)

本文: (様式は自由ですが、なるべく具体的に事例を記載してください。)